

○ 公認会計士法の規定による課徴金に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第八十二号）

改 正 案	現 行
（準備手続） 第三十一条（略） 2・3（略） 4 審判官は、第一回の審判の期日前に、被審人又はその代理人の申立てにより、当該被審人又はその代理人に第十五条第一項第二号及び第四号に掲げる事項を証する資料の全部又は一部の閲覧又は謄写をさせることを指定職員に求めることができる。ただし、第三者の利益を害するおそれがあるときその他正当な理由があるときは、この限りでない。	（準備手続） 第三十一条（略） 2・3（略） （新設）